

第23期第5回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月19日(金) 14時00分から14時42分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸(リモート)、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可証善、中澤芳江、前田嘉広、濱町明恵、川竹佳子(計14名)
- 欠席委員 堀美菜
- 署名委員 前田嘉広、石田実
- 県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹
- 4 審議事項
 - 第1号議案 令和8管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし)の設定について
 - 第2号議案 制限措置の変更について(さんご漁業)
 - 第3号議案 制限措置の変更について(もじゃこ漁業)
- 5 議事内容

飯田事務局長	ただ今より第5回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。 本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員14名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はリモートでの参加となっています。 それでは会長、よろしくお願ひします。
木下会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
山下部長	みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第5回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。 年末も間近となり、慌ただしい時期ですが、本日はご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 また、先月に本県で開催されました全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議におきましても、翌日の中土佐町の津波避難タワーと体験漁業の視察も含めまして、皆様のご協力もありまして、無事終了することができました。事務局に代わりお礼申し上げます。 本日は、議案が3件でございます。 第1号議案の「令和8管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし)の設定について」は、これらの魚種に関しま

して、来年1月1日から12月31日までの期間の漁獲可能量を設定することについて、ご意見を伺うものです。

第2号議案の「制限措置の変更について（さんご漁業）」は、さんご漁業の許可の有効期間が令和8年2月末をもって満了いたしますことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間等を定めるためにご意見をお伺いするものです。

第3号議案の「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」は、もじゃこ漁業の許可にあたり、現行の制限措置の漁業者の数よりも多い申請の希望があるため、制限措置に記載している漁業者の数の変更についてご意見をお伺いするものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、堀委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、前田委員と石田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「令和8管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第1号議案 令和8管理年度における漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

7高漁管第769号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日まで）における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和7年12月9日。高知県知事 濱田省司。

まず、皆様のお手元にある資料についてご説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページから4ページが国からの通知文で、5ページから11ページが参考資料となっています。

今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群について、令和8管理年度の漁獲可能量い

わゆる TAC を設定するものです。

資料 5 ページをお願いします。

TAC 制度についてご説明いたします。TAC 制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度となります。続いて、方針変更、決定の流れについてご説明いたします。まず資料左側の①基本方針の策定にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用している大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の②県資源管理方針の策定になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

資料 6 ページをお願いします。

かたくちいわし太平洋系群については、令和 7 管理年度より管理が開始されました。令和 6 年度以降に新たに TAC 管理が始まる資源については、原則管理の取り組みを段階的に導入・実施することが農林水産省の資源管理基本方針にて定められております。これはステップアップ管理といわれております。資料の表をご覧ください。ステップ 1 については TAC 報告の義務化、TAC 報告状況の確認・情報収集体制の確立、資源ごとの課題に関する取り組みの実施を行うこととされております。ステップ 2 ではステップ 1 の取り組みに加え、都道府県等への配分の試行、ステップ 3 に向けて管理の運用の検討・試行を行うこととされております。ステップ 3 では資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づく TAC の設定・都道府県等への配分、採捕停止命令を伴う TAC 管理の実行、管理措置の早期レビュー及び必要な見直しを行うこととされております。ステップ 3 における早期レビュー及び見直しを踏まえ、問題なく管理が行えている場合には通常の TAC 管理に移行することとなっております。

表の右側、高知県の TAC 管理対象資源をご覧ください。現在、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさば、さんまが通常の TAC 管理対象資源として管理が行われております。ステップ 3、ステップ 2 には該当資源はなく、かたくちいわし、ぶりについて、令和 7 管理年度よりステップ 1 による管理が開始されています。また、現在きんめだい、うるめいわしについて TAC 管理が検討されております。

資料7ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群はステップ1による運用となります。表の左側にて、ステップ1の運用について記載されております。TACの配分という箇所をご覧ください。ステップ1のTACの配分については実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しないものの、都道府県に対し、具体的な管理を行うための参考となる数量を提示することが記載されております。その下、漁獲が積み上がった場合の対応をご覧ください。ステップ1を運用するうえでは、漁業法第33条に基づく採捕停止命令は行わないこととされております。

資料3ページをお願いします。国から通知のあった当初配分の表をご覧ください。さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があり、その目安数量は表の右側に示しているとおりととなります。これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされております。

資料4ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群については、107,000トンの内数と記載されております。先ほどご説明させていただいたとおりかたくちいわし太平洋系群はステップ1による管理であり、この107,000トンという数量を国一括の管理とし、具体的な配分数量を設定しないということで、このような記載となっております。

資料2ページをお願いします。ただいまの漁獲可能量の設定については、資料2ページの告示案により公示することとしています。なお、公示をするにあたり、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合には、事務局に一任いただければと思います。

また、資料8ページから11ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわしの漁獲量をまとめたものを付けておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

6ページにステークホルダー会議を開催とあります。ステークホルダーは一般的には利害関係者ということになりますが、大規模に漁獲している漁業者の会合ということでしょうか。

木村次長

やはり一番は関係する漁業者の方がステークホルダーになり出席します。その他、魚を扱っている流通業者の方や資源保護団体といった方など

も出席されておりました。幅広く関係者の意見を聞く会となっています。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「令和8管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして、第2号議案「制限措置の変更について（さんご漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹

それでは、第2号議案 さんご漁業に関する制限措置の変更について説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

7高漁管第784号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和7年12月12日。高知県知事濱田省司。

今回お諮りする内容は、令和8年2月末に有効期限を迎えるさんご漁業の許可更新に伴い、制限措置の内容を変更するものです。

まず、資料4ページをご覧ください。

さんご漁業は水深100メートルから200メートルほどに生息している深海さんごを漁獲する漁業です。あかさご、ももいろさんご、しろさんごが漁獲対象で、それぞれ生きている生木と死骸である落ち木を漁獲します。

高知県の西部の土佐清水や宿毛では7メートル以内のケタといわれる棒にロープとチェーンをつなぎ、先にサンゴ網を複数付けた漁具を海底で曳くことにより落ち木などを網に絡め取って漁獲しています。

5ページをお願いします。こちらは東部の室戸岬などの漁具になります。チェーンを使用せずに石にロープとサンゴ網を付ける漁具が東部の漁法となっています。西部のようにケタとチェーンを使用している漁業者も一部います。

6ページと7ページが東部と西部の操業区域図です。東部は室戸岬周辺

の限られた区域が操業区域となっています。西部は足摺岬から宿毛湾沖の島までの比較的広い区域が漁場となっていますが、操業区域から除外している白抜き区域がいくつかございまして、これまで漁業関係者等で協議を行い、さんごの保護育成のため、許可区域から除いています。

それでは、資料2の2ページをお願いします。こちらは、さんご漁業の許可等の制限措置の新旧対照表です。資料の右側が現行の制限措置、左側が新案となっております。

まず、表中の漁業者の数をご覧ください。この表において、操業区域1は室戸岬周辺海域を、操業区域2は足摺岬周辺海域のことを示しています。今回は、操業区域2の足摺岬周辺海域において、廃業による減少があることから、資料の表中 漁業者の数を、「170」から、「160」に変更します。続いて資料2ページをお願いします。3ページの最上段にある、3 許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては、「令和6年12月27日から令和7年1月17日まで」から「令和7年12月26日から令和8年1月16日まで」に変更します。

なお、公示をするにあたり、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合には、事務局に一任いただければと思います。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員

4月以降、制限措置の変更ということで、何件か委員会でありましたが、前々から疑問があり、お聞きしたいです。さんご漁業ともじゃこ漁業について制限措置の変更ということで諮問がありましたので。

県の漁業調整規則第11条との関係で、事務的なこととなりますが、11条第1項、知事は許可をしようとするときは制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。これが一つです。

次に、今日の諮問の11条の第3項、知事は公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとなっています。

この2つのことから、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間、要するに申請期間は含んでいないと、制限措置と申請期間は別ということです。2つ目は、海区漁業調整委員会に対する法定諮問事項は、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間のこの2つが法定諮問事項になっています。委員会の答申を踏まえて制限措置の内容及び許可の申請期間を公示しなければならないということでございまして、1つは、制限措置の変更というのが普通、調整規則や漁業法上法令として言葉としてでてきません。唯一で

てくるのが、漁業者が既に定められている制限措置の内容と異なった申請をする場合、制限措置の変更ということがでてきますけど、大臣や知事が制限措置を定めた以降に変更という措置に規定はないです。

要は1回定められた制限措置は申請期間が終われば、役割が終わってしまいますので、変更という手続きが出てこないのではないかという気がしています。面倒な話になるので今回はおいておきますけど。

1ページの諮問文をお願いしたいですけど、2行目、さんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問しますとなっていますが、本来、制限措置の内容と申請期間が法定諮問事項ですので、かけなければならないとなっていますので、もし、その方向でこの文書を変えるのであれば、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します、ということであってお示ししていただく内容は、制限措置の内容全体と申請期間の公示期間をお示ししていただくほうがいいと思いますが、漁業調整との関係ない話ですので、この場での答弁はかまいませんので後日教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

木村次長

検討させていただきます。

木下会長

他にございませんか。

浦尻会長代理

さんごの許可で西部と東部で違うようになっているのは、私は知っていますが、なぜこのようになっているかくらいを説明してさんご漁業をわかってもらう方がいいと思う。なぜ、石と桁になったのか。

木村次長

室戸岬の地形で言いますと、岩などの岩礁地帯で桁を使って曳くと、根がかりするということで、石が使われているものと思います。一方、足摺岬から宿毛にかけては、あまり岩に引っかかることもないため、できるだけ広い範囲で引けるようにそうした漁具が使われているようです。昔は西部も石が使われていましたが、清水か大月の漁業者の方が、改良して桁を使うようになったとのこと。

木下会長

他にございませんか。

濱町委員

私さんごのこと知らなかったんですけど、4ページ目の漁具のイメージの下2番、落ち木を拾うことが主になっているため、生木を折りながら採捕する石が不要になったらしいという記載がありますが、室戸はかまわないんでしょうか。宿毛はこの漁具で、室戸は石で、先ほどの説明では岩に

当たるからという説明で、同じ高知県内で生木を折りながら採捕するかどうか西と東の違いはどういうことでしょうか。

木村チーフ

制限としては桁を使用した方が広い範囲を曳けますので、西部は昔から使用しているということで、7メートルまでの桁を使用できるようにしています。一方、室戸も桁を使いたいという話がありましたので、2メートルということで制限して認めています。石であれば生木を折って採捕するということは、答えにくいんですけど。

濱町委員

石やったら生木を折って採捕しているのではということで私は理解しましたが。西部では生木を折るので止めたのに、東部ではやっているということはどういうことかなと思って聞きました。

問可委員

昔は幡多も室戸と同じ石でやっている。室戸の岩礁と足摺の岩礁が違うので、石やと悪がきして岩に掛かかって船で引っ張っても起きないこともあるし、室戸では礫が荒くて、桁でやるとやりにくいところがある。そんな関係で室戸と清水で漁法が違っている。

濱町委員

環境保護のために漁具を変えたのかと疑問に思ったので発言しましたが、よくわかりました。

木下委員

他にございませんか。

澳本委員

制限措置の変更について、これはいいと思いますが、漁法が西部と東部で違うというところ、同じ県の知事許可漁業で漁具が違うというのはどうか。高知県漁協の中でも室戸と清水に許可をとっている人がいます。同じ組合員からでも違うので、統一することができないのか。これを検討するのかどうか。

今回西部で170から160に許可の数が減ったということで、例えば、今後、西部で何人かさんごをやりたいというときに上限は170なのか160までにするのか。減った10について東部にできないのか。県の中で調整することを検討しているのかどうか。そのあたりを教えて欲しいです。

木村次長

知事許可漁業について、地域によって操業期間、操業区域、漁具・漁法が違うというのは往々にしてあることで、地域によって資源状況が違いますし、他の漁業との調整との関係で違ってくることはあります。さんご漁業については、これまで2回もワシントン条約で付属書Ⅱへの掲載提案があったり、その他議論になったこともあります。そうした中で資源管理と

というのが求められている漁業ですので、今ある漁法を緩和していくというのは、非常に慎重にならざるを得ないものと考えています。先ほども説明しましたが、桁の長さが網を曳く面積に比例するというので、西部が7メートルなので、東部も7メートルにという議論はしにくい状況です。

2点目、先ほどの話と同じく、さんごは資源管理をしていかなければいけない対象種と考えています。その他では、くろまぐろやしらすうなぎも同じになりますが、そのような漁業につきましては、許可数は増やさないというのが基本方針になりますので、減った分は増やさないというのが基本的な考えです。また、状況が変わりましたら検討することもあるかと思いますが、現時点では減らしていくものと考えています。

西で減った分を東で増やすということも今は考えていない。西の方は特に業界団体で協議して禁止区域を作ったり、さんごの増殖に取り組んでいます。辞めた人の分は基本補充しないということで年々減ってきています。一方、東部ではさんご漁業をやりたい人がいるということで、減った人の分を補充して、さんご漁業を定数化した平成28年頃と思うんですけど、許可数が変わっていない状況です。西部が減った分を東部に回すとすると西部で頑張っている分が反映されないことにもなる。そういった調整もあるので、今時点で西部と東部の融通は考えていません。

木下会長

他にございませんか。

ほかにご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案「制限措置の変更について（さんご漁業）」は、原案のとおり承認するというので、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹

それでは、第3号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

7高漁管第785号。高知海区漁業調整委員会 様。高知県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和7年12月12日。高

知県知事濱田省司。

第3号議案でお測りする内容は、もじゃこ漁業の許可申請者数の変更に伴い、制限措置を一部変更するものです。

まず、資料4ページをお願いします。

もじゃこ漁業は、ブリ養殖の種苗に用いる全長15センチメートル以下のブリ稚魚、いわゆるもじゃこの採捕を目的とする漁業になります。

もじゃこ漁業は、黒潮流軸などで、流れてくる流れ藻に付いたもじゃこを採捕するの漁法で、大きく分けて2つあります。

一つ目は、もじゃこまき網で、流れ藻についたもじゃこをまき網で漁獲するものです。5トン以上の漁船を用いる場合は中型まき網、5トン未満の場合は小型まき網になります。

二つ目は、機船船びき網で、船の動力を使用して、網を曳き、流れ藻をすくい上げて漁獲する漁法になります。

それでは、資料3の2ページをお願いします。こちらは、中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の制限措置の新旧対照表です。

1 中型まき網漁業の(1)表中下線部をご覧ください。下線部はもじゃこ中型まき網漁業の漁業者の数となっております。右側の現行制限措置では「15」と定めておりますが、今回、池ノ浦地区の2名から新たに希望がありましたので、左側新案のとおり「17」へ変更します。

次に、2もじゃこ漁業の(1)表中下線部をご覧ください。下線部はもじゃこ機船船びき網漁業の漁業者の数となっております。右側の現行制限措置では「32」と定めておりますが、今回、池ノ浦地区の1名が休業のため減少となりますので、左側新案のとおり「31」へ変更します。

なお、こちらにつきましても、公示をするにあたり内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員

先ほどの件と併せて答弁は後日でかまいませんが、中型まき網漁業でもじゃこを採る、この場合は、もじゃこ漁業ではないので、法定知事許可漁業とはいえ、もじゃこ漁業を諮問するのであれば中型まき網漁業も諮問すべきだと思います。

木下会長

他にございませんか。

澳本委員

もじゃこについて、水産庁から県への割当て、令和7年度であれば340

万尾の割当てが高知県にあると思いますが、高知県のもじゃこは養殖業者にとって成育もよく、元気のいい種苗であるということが口コミで広がってきて、県内のもじゃこ業者に注文が入ってくる。340万尾というのが前の特別採捕のときの名残り、県内の養殖業者へ種苗を提供できるだけの尾数になっていたと思いますが、今は県外から注文がきていますので、そのあたりの見直しをしていただきたいと水産庁に要望していただきたい。

木村次長

もじゃこにつきましては、例年、計画尾数を業界から要望をいただきまして尾数を設定して、国に協議をかけて、その尾数でやっていくということが続いています。先ほど、澳本委員が言われたとおり、昔と今は状況が違うというのも十分承知しています。業界の方にも必要尾数を上げてもらうように言ってます。おっしゃるとおり高知県の種苗は品質がいいのか、近年、計画尾数は年々増えていっている状況ですので、必要な分は確保できるように協議していきたいと思います。

木下会長

他にございませんか。ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案「制限措置の変更について（もじゃこ漁業）」は、原案のとおり承認するというところで、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下委員

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第5回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第23期第5回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 前田 嘉広 _____

議事録署名委員 石田 実 _____